

令和3年度

(2021年度)

士 別 市  
監 査 結 果 報 告 書

定 期 監 査

行 政 監 査

財政援助団体等監査

士別市監査委員



士 監 第 13 号

令和4(2022)年3月9日

士 別 市 長	渡 辺 英 次 様
士別市議会議長	遠 山 昭 二 様
士別市教育委員会教育長	中 峰 寿 彰 様
士別市農業委員会会長	保 科 隆 志 様
士別市選挙管理委員会委員長	神 田 英 一 様

士別市監査委員 浅 利 知 充

士別市監査委員 谷 口 隆 徳

#### 監査結果に関する報告について

地方自治法第199条第2項、第4項及び第7項の規定による監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を別紙のとおり報告します。



# 目 次

## 《 定期監査 》

### I 契約事務

1 監査の対象 .....	1
2 監査の着眼点 .....	1
3 監査手順・実施手続 .....	1
4 監査の期間 .....	1
5 監査結果の概要 .....	1
(1) 試査対象契約一覧 .....	2
(2) 契約事務に関する意見 .....	4

### II 補助金交付事務

1 監査の対象 .....	5
2 監査の着眼点 .....	5
3 監査手順・実施手続 .....	5
4 監査の期間 .....	5
5 監査結果の概要 .....	5
(1) 試査対象補助金一覧 .....	6
(2) 補助金交付事務に関する意見 .....	6

### III 重要物品の管理事務

1 監査の対象 .....	7
2 監査の着眼点 .....	7
3 監査手順・実施手続 .....	7
4 監査の期間 .....	7
5 監査結果の概要 .....	7
(1) 保有状況について .....	7
(2) 管理及び活用状況について .....	7
(3) 検討すべき事項について .....	7

## 《 行政監査 》

### I 各種団体等への負担金の支出状況

1 監査の対象 .....	9
2 監査の着眼点 .....	9
3 監査手順・実施手続 .....	9
4 監査の期間 .....	9
5 監査結果の概要 .....	9
(1) 団体に対する負担金の概要について .....	10
(2) 団体への加入目的及び事業への参加状況等について .....	10
(3) 負担金の根拠について .....	11
(4) 団体の収支状況等について .....	11
(5) 検討すべき事項について .....	12

## 《 財政援助団体等監査 》

### I 財政援助団体監査

1 監査の対象 .....	13
2 監査の着眼点 .....	13
3 監査手順・実施手続 .....	13
4 監査の期間 .....	13
5 監査結果の概要 .....	13
(1) 財政援助団体の事業・決算等の概要 .....	14
(2) 財政援助団体監査に関する意見 .....	17

### II 公の施設の指定管理者監査

1 監査の対象 .....	19
2 監査の着眼点 .....	19
3 監査手順・実施手続 .....	19
4 監査の期間 .....	19
5 監査結果の概要 .....	19
(1) 公の施設の事業・決算等の概要 .....	20
(2) 公の施設の指定管理者監査に関する意見 .....	22

# 《 定期監査 》

## I 契約事務

### 1 監査の対象

(1) 対象部署

全部署

(2) 対象事務

令和2年10月1日から令和3年9月30日までに契約を締結したすべてのもの。

### 2 監査の着眼点

契約事務は法令等に基づき適正に行われているか。

### 3 監査手順・実施手続

士別市監査基準(令和2年監査委員訓令第1号)に基づき、全部署に「契約事務に関する調書」等の提出を求め、関係書類、規定等との照合・審査等を試査により実施するとともに、必要に応じて関係職員の説明を求めました。

### 4 監査の期間

令和3年10月13日から令和4年2月10日まで

### 5 監査結果の概要

今年度は、全部署を対象として契約事務の監査を実施しましたが、その結果については次ページ以降に記載のとおりです。

監査対象とした事務全般については、適正に処理されていると認められましたが、一部の事務処理に不適切な事項及び検討を要する事項がありましたので記述します。

事務処理上留意すべき軽微な事項については、その都度所管部署に対し指導しましたので記述を省略します。

(1) 試査対象契約一覧

各種契約事務 1,335 件のうち、次の契約 22 件を抽出して監査を実施しました。

No.	部 局	課	契約の名称	契約方法	見積書・入札書 徴取数	契約の相手方	契約期間	契約金額 (税込・円)
1	総務部	企画課	士別市地域おこし協力隊観光振興業務	随意契約 第2号	1	士別観光協会	自 3.4.1 至 4.3.31	総額 12,071,070円
2	総務部	総務課	サイボウズガールンライセンス更新業務	随意契約 第2号	1	(株)前澤商会	自 3.9.9 至 3.9.30	総額 1,004,300円
3	総務部	総務課	ファイル用具(引継作業用)購入	随意契約 第2号	1	(特非)行政文書管理改善機構	自 3.3.12 至 3.3.31	総額 1,922,738円
4	市民自治部	自治環境課	し尿収集手数料収納業務	随意契約 第2号	-	(株)士別衛生公社 士別浄化工業(株)	自 3.4.1 至 4.3.31	単価 100あたり 2円
5	市民自治部	環境センター	環境センター機械警備業務	随意契約 第2号	1	(株)東洋実業士別営業所	自 3.2.4 至 8.3.31	月額 41,800円
6	市民自治部	環境センター	士別市指定ごみ袋製造	指名競争 入札	2	(株)あらた北海道支社 営業統括部第2営業部	自 3.4.22 至 各指定日	総額 16,138,100円
7	健康福祉部	保育推進課	北星保育園給水ユニット修繕	随意契約 第1号	3	フジヤ住設工業(株)	自 3.7.1 至 3.7.31	総額 715,000円
8	健康福祉部	介護保険課	コスモス苑車椅子用浴槽設置工事	随意契約 第8号	3	北海道ブロック(株)	自 3.9.3 至 3.12.24	総額 11,583,000円
9	健康福祉部	いきいき健康センター	士別市いきいき健康センター入浴施設設備保守点検業務	指名競争 入札	3	士別市管工事業(協組)	自 3.4.15 至 3.12.28	総額 563,200円
10	経済部	農業振興課	士別市農畜産物加工体験交流工房管理業務	随意契約 第3号	1	(公社)士別市シルバー人材センター	自 3.4.1 至 4.3.31	単価 一人1時間あたり 950円
11	経済部	農業振興課	令和2年産つくも4号種子購入	随意契約 第2号	1	奥山 秀貴	自 2.12.4 至 2.12.15	総額 463,000円
12	経済部	商工労働観光課	まちなか交流プラザ第2駐車場区画線外工事	随意契約 第1号	3	(株)近藤組士別支店	自 3.4.1 至 3.5.14	総額 1,534,500円
13	建設水道部	都市マネジメント課	下水道管路情報システム使用	随意契約 第2号	1	(株)日水コン北海道支所	自 3.4.1 至 4.3.31	年額 1,760,000円
14	建設水道部	都市整備課	都市公園遊具点検業務	指名競争 入札	2	(株)ニットメンテナンス	自 3.5.12 至 3.7.30	総額 880,000円
15	教育委員会 生涯学習部	学校教育課	士別市立学校校務用PC等におけるウイルス対策ソフト更新業務	指名競争 入札	10	(株)前澤商会	自 3.5.28 至 3.10.31	総額 988,322円
16	教育委員会 生涯学習部	給食センター	士別市学校給食配送業務	随意契約 第2号	1	士別運送(株)	自 3.4.1 至 4.3.31	総額 23,295,800円
17	教育委員会 生涯学習部	博物館	博物館温水ボイラー煙突交換工事	随意契約 第5号	1	(株)小泉鉄工	自 2.12.18 至 3.1.9	総額 990,000円
18	教育委員会 生涯学習部	合宿の里・ スポーツ推進課	陸上競技場トラック修繕	随意契約 第2号	1	クリヤマ(株)東京支社	自 3.5.21 至 3.6.11	総額 825,000円
19	選挙管理委員会 事務局	-	候補者表示物(市議補選)購入	随意契約 第2号	1	(株)ムサン札幌支店	自 3.8.10 至 3.8.27	総額 145,640円
20	市立病院 経営管理部	総務課	士別市立病院院内洗濯補助業務	随意契約 第3号	1	(社福)士別愛成会	自 3.4.1 至 4.3.31	総額 234,256円
21	市立病院 経営管理部	総務課	泌尿器科膀胱鏡システム	指名競争 入札	3	(株)竹山道北支店	自 3.1.15 至 3.3.31	総額 7,700,000円
22	市立病院 経営管理部	総務課	市立病院4・5階冷房設備設置に伴う構造計算業務(実施設計)	随意契約 第2号	1	大野土建(株)	自 3.4.9 至 3.5.31	総額 248,600円

(注) 随意契約の該当根拠は、地方自治法(以下「法」という。)第234条第2項の規定により随意契約によることができる場合として、施行令第167条の2第1項に規定する次の各号があります。

第1号：士別市契約事務に関する規則(平成17年士別市規則第41号)第19条で定める額を超えないものをするとき

第2号：性質または目的が競争入札に適さないものをするとき

第3号：シルバー人材センターや障害者支援施設等から役務の提供等を受けるとき

第4号：新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者が生産する物品を買い入れるとき

第5号：緊急の必要により競争入札にすることができないとき

第6号：競争入札にすることが不利と認められるとき

第7号：時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みのあるとき

第8号：競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき

第9号：落札者が契約を締結しないとき



[参考 1] 部署別・契約種類別・契約方法の状況

部 局	委 託					請 負					賃 貸 借				
	入札		随意契約	随契なし	小計	入札		随意契約	随契なし	小計	入札		随意契約	随契なし	小計
	一般	指名				一般	指名				一般	指名			
総 務 部	0	4	47	0	51	0	1	7	0	8	0	1	6	0	7
市 民 自 治 部	2	9	129	0	140	0	1	50	0	51	1	0	3	1	5
健 康 福 祉 部	0	11	208	0	219	0	1	5	0	6	0	1	5	0	6
経 済 部	0	0	20	0	20	0	1	9	0	10	0	0	4	1	5
建 設 水 道 部	0	16	39	5	60	5	49	94	1	149	0	0	3	0	3
教育委員会生涯学習部	1	14	136	0	151	1	2	42	0	45	0	3	13	1	17
議 会 事 務 局	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
選挙管理委員会事務局	1	0	1	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
農業委員会事務局	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
会 計 管 理 局	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
市立病院経営管理部	0	6	62	0	68	0	0	12	0	12	0	0	22	0	22
合 計	4	60	642	5	711	6	55	219	1	281	1	5	56	3	65

(つづき)

部 局	売 買					そ の 他					計				
	入札		随意契約	随契なし	小計	入札		随意契約	随契なし	小計	入札		随意契約	随契なし	計
	一般	指名				一般	指名				一般	指名			
総 務 部	1	6	14	0	21	1	0	8	0	9	2	12	82	0	96
市 民 自 治 部	0	1	42	0	43	0	0	14	2	16	3	11	238	3	255
健 康 福 祉 部	1	0	3	0	4	0	0	2	0	2	1	13	223	0	237
経 済 部	0	0	4	0	4	0	0	1	15	16	0	1	38	16	55
建 設 水 道 部	0	11	16	0	27	0	0	4	5	9	5	76	156	11	248
教育委員会生涯学習部	0	1	69	0	70	0	3	7	0	10	2	23	267	1	293
議 会 事 務 局	0	0	1	0	1	0	2	1	0	3	0	2	2	0	4
選挙管理委員会事務局	6	0	2	0	8	0	0	0	0	0	7	0	3	0	10
農業委員会事務局	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
会 計 管 理 局	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
市立病院経営管理部	0	19	16	0	35	0	0	0	0	0	0	25	112	0	137
合 計	8	38	167	0	213	1	5	37	22	65	20	163	1,121	31	1,335

[参考 2] 随意契約の該当根拠別状況

区分	委託	請負	賃貸借	売買	その他	計
第1号	103	128	10	124	7	372
第2号	470	48	39	34	23	614
第3号	52	0	0	0	1	53
第4号	0	0	0	0	0	0
第5号	1	35	0	2	0	38
第6号	13	4	6	2	6	31
第7号	3	0	1	5	0	9
第8号	0	4	0	0	0	4
第9号	0	0	0	0	0	0
計	642	219	56	167	37	1,121

## (2) 契約事務に関する意見

監査対象期間(令和2年10月1日から令和3年9月30日)における全契約件数は1,335件で、このなかから22件を抽出して監査しました。

契約締結の方法については、全契約件数1,335件のうち、84.0%にあたる1,121件が随意契約によってなされ、そのうち753件(67.2%)が一者随意契約によって行われています。

これは地方自治法及び地方自治法施行令において、契約は一般競争入札によることが原則であると規定されていますが、施行令第167条の2第1項で定める各号のいずれかに該当する場合、本市が示した「士別市随意契約に関する指針(平成28年3月18日庁達第1号)」に沿って運用されているものと考えます。

しかしながら運用を誤ると公平性が欠如し、特定の事業者による独占が生じるおそれや、業者選定の仕方によっては価格の高止まりや不適正な価格による契約など、結果として公正な取引の確保を損なう可能性があるため、その運用に当たっては厳正に行う必要があると考えます。

随意契約は、あくまでも例外的な方法であることを踏まえ、随意契約をしなければならない理由を再点検し、施行令に規定する事由に合致しないものについては契約方法を見直す必要があると思われます。特に、一者を特定し、契約する場合においては、従来からの実績や専門性等を理由として、経費の比較も行わずに漫然と契約を継続することなく、ほかの受託可能な業者の把握に努めるなど、一者随意契約の方法について引き続き検討・改善を進め、競争入札の実施や二者以上からの見積書の徴取等を可能な限り行う必要があります。

また、「士別市随意契約に関する指針」などで、起案にあたっては、施行令のうち随意契約の適用条項及びその理由、業者選考の理由等を明確に記載するよう示されていますが、その記載がされていないものがありました。

さらには、見積依頼書に契約保証金についての記載がない事例が散見されました。「士別市契約事務に関する規則第28条」で契約保証金の免除について定められていますが、市から示さなければ相手方にはわからないことですので、記載が必要であると考えます。

このほか、契約書に定められた書類が提出されていない、あるいは関連書類の保管が正しくされていないもの、施行令第167条の2第1項第3号に基づき、シルバー人材センターや障がい者支援施設等と随意契約を行う場合の事前公表の手続きが行われていないもの、見積依頼書で示している提出期限日の記載誤り、書類への押印もれなど、事務手続きに不備があるものがありました。

今後、職場内のチェック体制の強化を図るなか、関係例規及び契約書などに基づいた適切な事務処理が行われることを求めます。

## Ⅱ 補助金交付事務

### 1 監査の対象

(1) 対象部署

全部署

(2) 対象事務

令和2年10月1日から令和3年9月30日までに交付決定したすべてのもの。

### 2 監査の着眼点

補助金の交付事務は法令等に基づき適正に行われているか。

### 3 監査手順・実施手続

士別市監査基準(令和2年監査委員訓令第1号)に基づき、全部署に「補助金交付事務に関する調書」等の提出を求め、関係書類、規定等との照合・審査等を試査により実施するとともに、必要に応じて関係職員の説明を求めました。

### 4 監査の期間

令和3年10月13日から令和4年2月10日まで

### 5 監査結果の概要

今年度は、全部署を対象として補助金交付事務の監査を実施しましたが、その結果については次ページ以降に記載のとおりです。

監査対象とした事務全般については、適正に処理されていると認められましたが、一部の事務処理に検討を要する事項がありましたので記述します。

事務処理上留意すべき軽微な事項については、その都度所管部署に対し指導しましたので記述を省略します。

## (1) 試査対象補助金一覧

補助金交付事務555件のうち、次の14件を抽出して監査しました。

No.	部 局	課	補助区分	補助事業名	団体名	交付金額
1	総務部	企画課	事業	士別市地域総合整備資金貸付連帯保証料補助金	(株)士別グランドホテル	624,821円
2	総務部	企画課	事業	さっぽろ市士別ふるさと会交流事業	さっぽろ市士別ふるさと会	180,000円
3	市民自治部	朝日支所経済建設課	事業	復活！朝日町商店街「復活！朝日のパン屋さん」事業	復活！朝日町商店街実行委員会	600,000円
4	市民自治部	温根別出張所	運営	温根別憩いの広場団体運営補助金	温根別憩いの広場	297,000円
5	健康福祉部	こども・子育て応援課	事業	すくすく子育て支援事業	(学)谷学園	100,000円
6	健康福祉部	こども・子育て応援課	事業	すくすく子育て支援事業	士別南町保育園	100,000円
7	健康福祉部	こども・子育て応援課	事業	すくすく子育て支援事業	認定こども園カトリック士別幼稚園	100,000円
8	健康福祉部	こども・子育て応援課	事業	すくすく子育て支援事業	(特非)こぶた会	97,420円
9	健康福祉部	いきいき健康センター	運営	老人クラブ運営補助事業	福寿会	68,616円
10	健康福祉部	いきいき健康センター	運営	老人クラブ運営補助事業	長楽会	72,072円
11	経済部	農業振興課	事業	寒冷地作物生産性向上促進事業(種子馬鈴しょ採取圃設置事業)	士別種子馬鈴しょ生産組合	905,400円
12	経済部	商工労働観光課	事業	第66回しべつ雪まつり	第66回しべつ雪まつり実行委員会	123,311円
13	教育委員会生涯学習部	学校教育課	事業	士別市特別支援学級設置校連絡協議会	士別市特別支援学級設置校連絡協議会	155,000円
14	教育委員会生涯学習部	地域教育課	運営	朝日町スポーツ少年団本部運営事業	朝日町スポーツ少年団本部	55,000円

## (2) 補助金交付事務に関する意見

監査対象期間(令和2年10月1日から令和3年9月30日)における補助金交付件数は555件で補助金額は約4億4千万円、そのうち運営補助は104件で補助金額は約9千万円、事業補助は451件で補助金額は約3億5千万円が交付決定となっています。

この補助事業の中から運営補助4件と事業補助10件を抽出して監査を実施したところ、「士別市補助金交付規則」及び「士別市補助金交付規則取扱要領」、「団体独自の交付要綱」に基づき交付されましたが、一部の事務処理に誤りがありました。

補助金の概算払いを要する場合において、士別市補助金交付規則第10条に規定されているとおり交付時期は原則、事業完了後であることから、「市長が特に必要があると認めた」根拠を起案などに記載し、概算払いの必要性について明記するのが適切と考えます。

さらには、事業等効果記述書類が作成されていない、あるいは保管が正しくされていない事例が散見されました。事業等効果記述書類は、士別市補助金交付規則第11条に規定されており、補助金の交付によってどのような事業等の効果があったのかを求め、「公益上必要な経費」であるかを明確にするために必要な書類ですので、必ず添付する必要があります。

このほか、交付申請から交付決定まで1週間を超えているもの、関連書類が正しく保管されていないもの、書類の記載不備などがありました。

補助金のあり方については、団体の自立・育成を阻むことのないよう「財政健全化実行計画」及び「補助金適正化ガイドライン」に基づき、公益性、必要性、有効性などの視点から継続的に検証を行うとともに、団体の事業内容に沿った補助金の交付を適正に執行し、市民福祉の増進に寄与されることを望みます。

## Ⅲ 重要物品の管理事務

### 1 監査の対象

令和3年4月1日から令和3年9月30日までに取得及び廃棄、管理換えについて物品出納員に通知があった重要物品(50万円以上の物品)12点を監査しました。

なお、公営企業会計分の重要物品とは、水道事業会計においては有形固定資産のうち50万円以上の「車両運搬具」と「工具器具及び備品」とし、病院事業会計においては有形固定資産のうち50万円以上の「器械備品」と「車両」としました。

### 2 監査の着眼点

- (1) 重要物品の管理は、規程等に基づき適正に行われているか。
- (2) 重要物品は、取得目的に沿って活用がされているか。

### 3 監査手順・実施手続

士別市監査基準(令和2年監査委員訓令第1号)に基づき、全部署に「重要物品管理状況に関する調書」の提出を求め、関係する台帳との照合・審査を試査により実施し、関係職員の説明を求めるとともに必要に応じて現地調査を実施しました。

### 4 監査の期間

令和3年10月13日から令和4年2月10日まで

### 5 監査結果の概要

重要物品の管理事務について、備品台帳をもとに監査を行った結果、適正に処理されていると認められました。

- (1) 保有状況について

令和3年度(4月1日から9月30日まで)に取得した物品等を対象に調査を行った結果は、[表1](8ページ)のとおりです。

- (2) 管理及び活用状況について

重要物品の管理状況については、管理者のもとに適正に管理されており、活用状況についても、物品の取得目的に沿って適正に活用されていました。

- (3) 検討すべき事項について

特にありません。

[表1] 令和3年度(4月1日から9月30日まで)取得等の部局別移動状況

(単位:件)

部 局	重要物品移動状況 (令和3年4月1日～令和3年9月30日)				移動増減
	取 得	廃 棄	管理換え増	管理換え減	
総 務 部	4	0	1	0	5
市 民 自 治 部	1	0	0	1	0
健 康 福 祉 部	1	2	0	0	△ 1
経 済 部	0	0	0	0	0
建 設 水 道 部	0	0	0	0	0
教育委員会生涯学習部	1	0	0	0	1
議 会 事 務 局	0	0	0	0	0
選挙管理委員会事務局	0	0	0	0	0
農業委員会事務局	0	0	0	0	0
会 計 管 理 局	0	0	0	0	0
水道企業会計	0	0	0	0	0
病院企業会計	2	0	0	0	2
計	9	2	1	1	7

(注) 保育推進課、学校教育課、病院企業会計については、一部写真による確認に代えました。

[参考] 令和3年度取得等移動物品名

部 局	取 得	廃 棄	管 理 換 え 増	管 理 換 え 減
総 務 部	デタッチャー ドライシーラー トヨタ フィールダー トヨタ サクシード		【地域住民課から】 トヨタ ハイエースワゴン	
市民自治部	カードプリンターPASID Cube			【総務課へ】 トヨタ ハイエースワゴン
健康福祉部	食器洗浄機	食器洗浄機 除雪機		
教育委員会 生涯学習部	校務支援システム一式			
病院企業会計	全自動錠剤分包機 集塵機付調剤台			

# 《 行政監査 》

## I 各種団体等への負担金の支出状況

### 1 監査の対象

令和2年度に支出した負担金のうち、毎年度継続的に支払われ、会費的性格を有する各種団体等への負担金の支出事務について監査対象としました。(負担金の件数及び金額のみについては、令和元年度も調査)

ただし、法令等に基づく負担金、研修会等参加負担金、工事負担金、消防事務組合負担金、単発的に開催される各種大会及びイベント等に対する負担金は対象外としました。

### 2 監査の着眼点

- (1) 負担金の必要性について
  - ① 団体に加入した経緯、目的は把握されているか。
  - ② 団体の事業に積極的に参加しているか。
  - ③ 負担金支出の効果及び必要性の検証は行われているか。
- (2) 負担金の適正性について
  - ① 規約・会則等支出の根拠となるものはあるか。
  - ② 負担金額の算出根拠は明確か。
- (3) 負担金の妥当性について
  - ① 団体の財務状況の把握に努めているか。
  - ② 負担金額の見直しについて検討すべきものはないか。

### 3 監査手順・実施手続

士別市監査基準(令和2年監査委員訓令第1号)に基づき、全部署から「行政監査に関する調査票」の提出を求め、関係書類等と照合・審査を試査により実施するとともに、必要に応じて関係職員の説明を求めました。

### 4 監査の期間

令和3年11月8日から令和4年2月10日まで

### 5 監査結果の概要

定期監査を補完する目的で、各種団体等への負担金の支出について行政監査を実施しましたが、その結果については次ページ以降に記載のとおりです。

今回監査の着眼点である負担金の必要性・適正性・妥当性といった観点において、一部検討を要する事項がありますので記述します。

なお、確認する必要があると思われる負担金については、個別に所管部署に対し指導したため記述を省略します。

(1) 団体に対する負担金の概要について

① 部局別件数及び支出金額の状況

(単位：件、%、円)

部局	令和2年度				令和元年度				増減			
	件数	構成比率	負担金額	構成比率	件数	構成比率	負担金額	構成比率	件数	増減率	負担金額	増減率
総務部	36	18.2	4,320,000	15.5	38	18.0	4,189,000	13.8	△2	△5.3	131,000	3.1
市民自治部	11	5.6	576,100	2.1	11	5.2	567,800	1.9	0	-	8,300	1.5
健康福祉部	20	10.1	14,218,500	51.0	22	10.4	14,927,500	49.2	△2	△9.1	△709,000	△4.7
経済部	31	15.7	3,997,210	14.3	36	17.1	5,305,333	17.5	△5	△13.9	△1,308,123	△24.7
建設水道部	13	6.6	462,340	1.7	13	6.2	446,730	1.5	0	-	15,610	3.5
教育委員会生涯学習部	46	23.2	2,162,340	7.8	49	23.2	2,685,430	8.9	△3	△6.1	△523,090	△19.5
議会事務局	5	2.5	420,000	1.5	5	2.4	435,000	1.4	0	-	△15,000	△3.4
選挙管理委員会事務局	1	0.5	59,800	0.2	1	0.5	59,900	0.2	0	-	△100	△0.2
農業委員会事務局	6	3.0	483,000	1.7	6	2.8	483,000	1.6	0	-	0	-
会計管理局	1	0.5	7,200	0.0	1	0.5	7,200	0.0	0	-	0	-
市立病院経営管理部	27	13.6	1,164,100	4.2	27	12.8	1,189,340	3.9	0	-	△25,240	△2.1
監査委員事務局	1	0.5	14,000	0.1	2	0.9	33,000	0.1	△1	△50.0	△19,000	△57.6
合計	198	100.0	27,884,590	100.0	211	100.0	30,329,233	100.0	△13	△6.2	△2,444,643	△8.1

※構成比率及び増減率については、小数点以下第2位を四捨五入したため、合計値が一致しない場合がある。  
(以下文中及び各表中において同じ。)

② 負担金額区別の状況

(単位：件、%)

区分	件数	構成比
1万円未満	58	29.3
1万円以上 10万円未満	102	51.5
10万円以上 30万円未満	28	14.1
30万円以上 50万円未満	1	0.5
50万円以上 100万円未満	6	3.0
100万円以上 500万円未満	2	1.0
500万円以上	1	0.5
合計	198	100.0

③ 加入継続年数

(単位：件、%)

区分	件数	構成比
5年未満	7	3.5
5年以上 10年未満	11	5.6
10年以上 20年未満	14	7.1
20年以上 30年未満	11	5.6
30年以上	81	40.9
不明	74	37.4
合計	198	100.0

④ 構成会員数及び構成区分

【構成会員数】

(単位：件、%)

区分	件数	構成比
10未満	11	5.6
10以上 30未満	29	14.6
30以上 50未満	19	9.6
50以上 100未満	20	10.1
100以上 200未満	39	19.7
200以上 500未満	24	12.1
500以上 1,000未満	9	4.5
1,000以上	29	14.6
不明	18	9.1
合計	198	100.0

【構成区分】

(単位：件、%)

区分	件数	構成比
全国	41	20.7
全道	68	34.3
道北	18	9.1
上川	32	16.2
市内	23	11.6
その他	16	8.1
合計	198	100.0

(2) 団体への加入目的及び事業への参加状況等について

① 負担金支出の目的

(単位：件、%)

区分	件数	構成比
市施策の振興	19	9.6
所管行政の推進	38	19.2
調査及び研究	20	10.1
他自治体との連携	42	21.2
情報収集等	35	17.7
職員の資質向上	16	8.1
その他	28	14.1
合計	198	100.0

② 団体事業への参加状況

(単位：件、%)

区分	件数	構成比
参加	149	75.3
不参加	49	24.7
合計	198	100.0



③ 負担金支出の効果

(単位：件、%)

区分	件数	構成比
効果がある	155	78.3
効果がない	1	0.5
検証したことがない	42	21.2
合計	198	100.0

④ 退会の検討

(単位：件、%)

区分	件数	構成比
検討したことがある	6	3.0
検討したことがない	188	94.9
すでに退会	4	2.0
合計	198	100.0

(3) 負担金の根拠について

① 負担金支出の根拠規定

(単位：件、%)

区分	件数	構成比
会則等	182	91.9
その他	9	4.5
不明	7	3.5
合計	198	100.0

② 負担金額の算出根拠

(単位：件、%)

区分	件数	構成比
会則等	127	64.1
総会等で決定	46	23.2
その他	17	8.6
不明	8	4.0
合計	198	100.0

(4) 団体の収支状況等について

① 支出総額

(単位：件、%)

区分	件数	構成比
50万円未満	55	27.8
50万円以上 100万円未満	11	5.6
100万円以上 500万円未満	38	19.2
500万円以上 1,000万円未満	10	5.1
1,000万円以上 5,000万円未満	20	10.1
5,000万円以上 1億円未満	5	2.5
1億円以上	26	13.1
不明	33	16.7
合計	198	100.0

② 繰越金の状況及び支出総額に対する繰越金の割合

【繰越金の状況】

(単位：件、%)

区分	件数	構成比
50万円未満	88	44.4
50万円以上 100万円未満	20	10.1
100万円以上 500万円未満	30	15.2
500万円以上 1,000万円未満	4	2.0
1,000万円以上 5,000万円未満	12	6.1
5,000万円以上 1億円未満	3	1.5
1億円以上	8	4.0
不明	33	16.7
合計	198	100.0

【支出総額に対する繰越金の割合】

(単位：件、%)

区分	件数	構成比
10%未満	43	21.7
10%以上 30%未満	25	12.6
30%以上 50%未満	20	10.1
50%以上 100%未満	34	17.2
100%以上 300%未満	28	14.1
300%以上 500%未満	7	3.5
500%以上	8	4.0
不明	33	16.7
合計	198	100.0

③ 特定の目的がない積立金の状況

【積立金の有無】

(単位：件、%)

区分	件数	構成比
あり	2	1.0
なし	164	82.8
不明	32	16.2
合計	198	100.0

【積立金額】

(単位：件、%)

区分	件数	構成比
500万円以上 1,000万円未満	1	50.0
1,000万円以上 5,000万円未満	0	-
5,000万円以上 1億円未満	1	50.0
合計	2	100.0

④ 過去5年間における負担金額の見直し

(単位：件、%)

区分	件数	構成比
見直しあり	32	16.2
見直しなし	166	83.8
合計	198	100.0

## (5) 検討すべき事項について

### ① 負担金の必要性について

団体事業への参加状況については、参加していないものが49件(24.7%)ありました。また、負担金支出の効果については、効果がないものが1件(0.5%、すでに退会)、検証したことがないものが42件(21.2%)あったほか、退会の検討については、検討したことがないものが188件(94.9%)ありました。

団体への加入により、市または市民にもたらされる効果を検証し、その結果、効果が小さいと判断されるものについては、団体に対して効果的な事業実施を要請する、あるいは退会するなどの検討が必要と考えます。

### ② 負担金の適正性について

負担金支出の根拠規定については、根拠が不明なものが7件(3.5%)のほか、その他9件(4.5%)のなかには、団体から送付される通知のみによるもの、慣例によるものなどが見受けられました。

また、負担金額の算出根拠については、根拠が不明なものが8件(4.0%)のほか、その他17件(8.6%)のなかには、算出式はあるものの会則等に明記されていないもの、慣例によるものなどが見受けられました。

会則等に根拠規定が明記されていないものや、負担金額の算出基準が明確になっていないものは、これらの根拠が明確となるよう団体に働きかけるなどの検討を望みます。

### ③ 負担金の妥当性について

団体の収支状況については、不明なものが33件(16.7%)ありました。そのなかには、団体の決算の報告が翌々年度となっているなど、やむを得ないものもありましたが、団体の活動内容や財務状況を把握することは、負担金額の妥当性の検証に必要不可欠な情報であることから、毎年度、団体から関係資料を確実に入手し、検証資料として活用する必要があると考えます。

また、繰越金の状況については、年間の支出総額を上回る金額を翌年度に繰り越している状況が多く見受けられました。多額の繰越金の存在は、その必要性や負担金額の妥当性に疑問を生じることから、負担金額や事業の見直しなど、過大な繰越金の解消について団体へ要請することを検討されるよう望みます。

さらに、特定の目的がない積立金についても、年間の支出総額を上回る金額が存在している状況が見受けられたことから、その財源や具体的な用途を確認し、必要性が低いと判断される場合は、負担金額や事業内容の見直しなどにより、必要以上の積立金が解消されるよう団体へ要請するなどの検討が必要と考えます。

### ④ 全体をとおして

市が任意で加入している各種団体に対する負担金については、会員である本市がその支出に見合う給付を受けることで市政運営に資するものとして重要な役割を担っています。しかし、加入当時と現在では団体との関係、本市を取り巻く環境も大きく変化しているため、その変化に対応した検証を常に行うことが重要です。

このことについては、毎年度、市の予算編成要領においても見直しを行う考えが示されていることから、前例踏襲で団体に加入し漫然と負担金を支出するのではなく、定期的に各部署で十分に精査されたいと考えます。

今後においても、大変厳しい財政状況が続くと見込まれています。今回の行政監査が、全職員にとって「コスト意識」・「必要性」・「費用対効果」という観点から、各種団体に対する負担金がどうあるべきなのかを改めて考える契機となり、市政運営がより有意義なものとなるよう期待します。

# 《 財政援助団体等監査 》

## I 財政援助団体監査

### 1 監査の対象

令和2年度に補助金交付規則等に基づき財政援助を行った団体のうち、「土別消費者協会」、「土別南町保育園」及び「特定非営利活動法人こぶた会」を抽出し監査を実施しました。

### 2 監査の着眼点

- (1) 補助金等に係る収支の会計経理事務等について、適切に執行されているか。
- (2) 事業は計画並びに交付条件に従って適切に実施され、その効果が十分に上げられているか。
- (3) 補助団体への指導監督は適切に行われているか。

### 3 監査手順・実施手続

土別市監査基準(令和2年監査委員訓令第1号)に基づき、補助団体の所管部署から関係書類の提出を求め、関係諸帳簿等により審査等を試査により実施するとともに、必要に応じて関係職員の説明を求めました。

### 4 監査の期間

令和3年5月17日から令和4年2月10日まで

### 5 監査結果の概要

今年度は、各種事業に係る補助金のうち上記3団体を対象として実施しましたが、その結果については、次ページ以降に記載のとおりです。

監査対象とした補助金に係る交付申請から実績報告までの事務手続きなどについては、一部に検討を要する事項がありましたので記述します。

なお、事務処理上留意すべき軽微な事項については、その都度所管部署を通じ当該団体に対し指導しましたので記述を省略します。

## (1) 財政援助団体の事業・決算等の概要

## ① 「士別消費者協会」について

財政援助団体の名称	士別消費者協会				
補助金額	450,000円	区分	団体運営補助金	支出額に対する補助金の割合	37.4%
所管部署	市民自治部 自治環境課				
事業の目的とその概要	消費生活における正しい知識の普及、消費者意識の高揚と啓発を図る。				
事業期間	令和2年4月1日～令和3年3月31日				
決算の概要	収	入	支	出	特記事項
	会費	393,000円	事業費	747,012円	交付申請日：令和2年6月15日
	市補助金	450,000円	会議費	30,160円	交付決定日：令和2年6月19日
	市謝礼金	110,000円	負担金	309,800円	変更申請日：令和3年3月31日
	市委託金	130,000円	事務費	46,827円	変更承認日：令和3年3月31日
	北海道消費者協会 交付金	193,090円	旅費	14,320円	実績報告日：令和3年4月28日
	北海道消費者協会 補助金	45,000円	指導者養成費	6,000円	
	雑入	19,003円	40周年記念事業 積立金	50,000円	
	繰越金	120,885円			
	計 ①	1,460,978円	計 ②	1,204,119円	
収支差引額	① 1,460,978円	－	② 1,204,119円	=	256,859円（次年度繰越金）

② 「土別南町保育園」及び「特定非営利活動法人こぶた会」について

財政援助団体の名称	土別南町保育園				
補助金額	2,640,000円	区分	団体運営補助金	支出額に対する補助金の割合	30.5%
所管部署	健康福祉部 こども・子育て応援課				
事業の目的とその概要	共働き等により家庭での保育に欠ける乳幼児の保育を実施する施設の事業の効率化と地域における児童福祉の向上を図る				
事業期間	令和2年4月1日～令和3年3月31日				
決算の概要	収	入	支	出	特記事項
	繰越金	104,347円	給与	4,532,695円	交付申請日：令和2年5月7日
	入園料	90,000円	手当	441,701円	交付決定日：令和2年5月21日
	保育園	4,590,900円	園長手当	50,000円	変更申請日：令和3年3月17日
	市補助金	2,640,000円	事務局手当	30,000円	変更承認日：令和3年3月19日
	助成金	802,180円	会計手当	30,000円	実績報告日：令和3年5月6日
	雑収入	92,007円	保険料	111,023円	
	未収入保育料	489,480円	社会保険料	801,123円	
			負担金	12,500円	
			会議費	1,000円	
			研修費	0円	
			行事費	225,061円	
			教材費	644,564円	
			施設費	121,263円	
			事務費	61,021円	
			おやつ代	205,297円	
			衛生費	58,400円	
			通信費	56,105円	
			光熱水費	350,999円	
			退職積立金	120,000円	
		保育園補修費	800,000円		
		リース料	7,920円		
		雑費	116円		
	計 ①	8,808,914円	計 ②	8,660,788円	
	収支差引額	① 8,808,914円	- ② 8,660,788円	=	148,126円（次年度繰越金）

財政援助団体の名称	特定非営利活動法人 こぶた会				
補助金額	5,263,000円	区分	団体運営補助金	支出額に対する補助金の割合 24.6%	
所管部署	健康福祉部 こども・子育て応援課				
事業の目的とその概要	共働き等により家庭での保育に欠ける乳幼児の保育を実施する施設の事業の効率化と地域における児童福祉の向上を図る				
事業期間	令和2年4月1日～令和3年3月31日				
決算の概要	収	入	支	出	特記事項
	繰越金	1,550,423円	役員報酬	1,920,000円	交付申請日：令和2年6月18日
	保育料	9,092,096円	給料手当	10,587,656円	交付決定日：令和2年7月7日
	父母会費	74,100円	賞与	697,500円	変更申請日：令和3年3月17日
	暖房費	0円	法定福利費	2,938,585円	変更承認日：令和3年3月19日
	給食費	1,653,050円	福利厚生費	76,012円	実績報告日：令和3年5月10日
	特別保育料	74,250円	食材購入費	1,439,414円	
	父母会助成金等	76,098円	保育教材費	202,994円	
	各種補助金	6,705,621円	荷駄運賃	0円	
	その他収入	38,900円	広告宣伝費	42,000円	
	代理徴収金	2,108,374円	会議費	4,443円	
			旅費交通費	92,030円	
			通信費	5,700円	
			衛生消耗品	180,757円	
			備品購入代	62,217円	
			事務用品代	0円	
			修繕費	1,137,597円	
			水道光熱費	627,600円	
			新聞図書費	14,120円	
			諸会費	65,250円	
			手数料	660円	
			研修費	0円	
			リース料	253,351円	
		保険料	6,900円		
		支払報酬	2,853円		
		租税公課	393,790円		
		検査料	0円		
		事務委託費	0円		
		父母会費	0円		
		保育充実費	0円		
		園舎改築金	605,443円		
		雑費	16,040円		
	計 ①	21,372,912円	計 ②	21,372,912円	
収支差引額	①	21,372,912円	- ②	21,372,912円	= 0円 (次年度繰越金)

## (2) 財政援助団体監査に関する意見

### ① 「士別消費者協会」について

経理簿等の諸帳簿及び預金通帳を照合した結果、収支金額・残高は正確でした。ただ、下請代金支払遅延等防止法第2条の2で支払期限は「給付を受領した日から起算して60日の期間内で、かつできる限り短い期間内」とされていますが、相手方の了承なく納品・請求書受領から支払いまでの期間が2か月を超えているものがありましたので、請求書受領後は速やかに代金を支払うことが望ましいと考えます。

事務手続きについては、収支予算書及び収支決算書の予算額に誤った金額が記載されていたほか、収支予算書及び収支決算書に記載された補助対象経費に、市補助金以外で交付された交付金等の収入が充当されている補助対象外経費が含まれていました。これら金額の誤りは、場合によっては補助金額に直接影響することがあるため、再発防止に努めるとともに、補助対象経費・補助対象外経費の積算区分を適切かつ明確に区分されるよう求めます。

また、士別市補助金交付規則第10条で補助金の交付時期は原則、事業完了後とされていますが、6月に全額概算払いがされているにも関わらず、交付決定時の起案にその必要性が明記されていなかったことから、起案などに「市長が特に必要があると認めた」根拠を記載するなど、概算払いの必要性について明記するのが適切と考えます。

各種事業については、会員の拡大に努められるとともに、出前講座や講演会の開催、各種調査の実施、広報の発行など、新型コロナウイルス感染拡大のため実施できなかった事業を除いては、事業が計画どおり活発に実施されていました。

「士別消費者協会」は、さまざまな活動を通して、市民の消費生活の向上に大きく寄与されているところであります。今後においても、地域に密着した団体として、より一層発展されることを期待します。

### ② 「士別南町保育園」及び「特定非営利活動法人こぶた会」について

#### 「士別南町保育園」

事務手続きについて、補助金交付申請書收受から交付決定まで約2週間の期間を要していました。士別市補助金交付規則取扱要領第7条では、「決定に通常要すべき標準的な期間(標準処理期間)は、おおむね1週間以内とする。」と定められていますので、速やかな事務処理を望みます。

支出証憑の一部に不足があり、支出の証跡が見受けられなかったため、団体に内容を確認した事例がありました。補助交付決定額には影響ありませんでしたが、支出証憑は補助金が有効かつ適正に活用されているか判断するための重要な書類にもなりますので、今後は団体における証拠書類の保管や諸帳簿の記載について改善が必要であるとともに、所管課における一層の事務確認と団体への指導助言を望みます。

#### 「特定非営利活動法人こぶた会」

事務手続きについて、補助金交付申請書收受から交付決定まで約3週間の期間を要していました。士別市補助金交付規則取扱要領第7条では、「決定に通常要すべき標準的な期間(標準処理期間)は、おおむね1週間以内とする。」と定められていますので、速やかな事務処理を望みます。

保育乳幼児数に応じて助成額を決定していますが、現行の補助基準と相違した算定がなされていたので、早急な規則改正が必要です。

補助事業等実績報告書に添付されている補助事業等実績報告収支決算書の決算額に疑義が生じたため、団体に内容を確認したところ誤りであることが判明しました。また、経理簿等の諸帳簿について、領収書の類の整理が経費の使途確認をし難い状態となっていましたので改善が必要です。どちらも補助交付決定額に影響はありませんでしたが、補助金が有効かつ適正に活用されているか判断するための重要な書類となりますので、今後は提出された書類等について所管課における一層の事務確認と団体への指導助言を望みます。

#### 「両団体共通」

概算払いで補助金を交付していますが、概算払いは、士別市補助金交付規則第 10 条及び士別市補助金交付規則取扱要領第 11 条において、「市長が特に必要があると認めた場合は概算払いができる」と定められているものの、「市長が特に必要があると認めた」根拠が不明となっています。したがって、概算払いの必要性について補助金交付決定伺いの起案に明記するのが適切と考えます。

収支決算書では、市長が必要と認めたとき以外は補助対象外経費とされる経費が、事務処理誤りにより補助対象経費として計上されていたので、今後においては、士別市補助金交付規則を踏まえ万全の対応を図ることを求めます。

また、補助事業等実績報告書の添付資料として必要となる「事業等効果記述書」が添付されていなく、総会議案等にも補助を受けたことによる効果の記載がありませんでした。本市においても、行政サービスを実施するうえで、多くの事業で補助金制度を活用しています。しかしながら、長年にわたる継続した補助金の交付は「既得権益化」といった意識になり得るため、どのような事業等の効果があったのかを求め、「公益上必要な経費」ということを明確にしなければなりませんので、必ず事業等効果記述書を添付するようにしてください。

このたびの指導事項の改善が行われ、効率的かつ効果的な補助金の活用により、認可外保育所の円滑な運営の実施と地域における児童福祉の向上がますます図られるよう期待します。



## Ⅱ 公の施設の指定管理者監査

### 1 監査の対象

令和3年4月1日現在、13 施設において公の施設の指定管理者による管理が行われていますが、そのうち次の2施設を抽出し監査を実施しました。

公の施設の名称	指定管理者名	所管部署
士別市営牧野大和牧場	北ひびき農業協同組合	経済部 畜産林務課
士別市勤労者センター	士別中小企業勤労者福祉協会	経済部 商工労働観光課

### 2 監査の着眼点

- (1) 施設の管理に関する協定は適切に履行されているか。
- (2) 収支会計経理(令和2年4月1日～令和3年3月31日)等は適正になされているか。

### 3 監査手順・実施手続

士別市監査基準(令和2年監査委員訓令第1号)に基づき、所管部署から事業報告書等の提出を求め、指定管理者と締結された基本協定書等(年度協定書を含む。)と事業報告書との突合を中心に審査を実施するとともに、必要に応じて関係職員の説明を求めました。

### 4 監査の期間

令和3年9月8日から令和4年2月10日まで

### 5 監査結果の概要

各指定管理者の管理業務等その結果については、次ページ以降に記載のとおりです。

監査対象とした施設は、管理運営において一部不適切な事項や検討を要する事項がありましたので記述します。

なお、指定管理者による事務処理上留意すべき軽微な事項については、その都度所管部署を通じ当該指定管理者に対し指導しましたので記述を省略します。

(1) 公の施設の事業・決算等の概要

令和2年度 士別市営牧野大和牧場

指定管理者名	北ひびき農業協同組合					
所 管 部 署	経済部 畜産林務課					
施 設 概 要	総面積877ha、放牧面積552haの草地及び付帯地に、牧道、給水施設、牧柵、家畜保護施設、看視舎、牧場用機械、格納庫、乾草舎その他付帯施設を有する。					
指定管理期間	平成30(2018)年4月1日～令和3(2021)年3月31日					
指定管理者が行う業務内容	(1) 牧野の運営及び維持管理に関する業務 (2) 牧野の使用許可等に関する業務 (3) 上記に掲げる業務に付随する業務					
指定管理料	区 分	協 定			実 績	
	金 額	24,042,000円			24,042,000円	
	支払い条件	第1期	5月 支払い分	7,212,600円	令和2年5月14日支払い	7,212,600円
		第2期	8月 支払い分	12,021,000円	令和2年8月27日支払い	12,021,000円
第3期		12月 支払い分	4,808,400円	令和2年12月24日支払い	4,808,400円	
項 目	業務の主な内容			頻度・期間	実施年月日等	
放 牧	放牧業務			5月18日から10月14日	5月25日から10月22日	
清掃業務	管理棟の日常清掃			5月18日から10月14日	5月25日から10月22日	
システム保守	牧場管理運営システム保守			必要に応じて	必要に応じて	
収 支	科 目			令和2年度決算	[参考] 令和2年度予算	
	収 入	利用料金		21,212,556円	20,518,000円	
		乳用牛 (714頭)		19,042,115円	18,767,000円	
		肉用牛 (59頭)		925,441円	821,000円	
		捕獲料 (415頭)		1,245,000円	930,000円	
		指定管理料		24,042,000円	24,042,000円	
		その他		2,314円	0円	
		計 ①		45,256,870円	44,560,000円	
	支 出	賃金・法定福利費 (季節雇用8人)		15,749,022円	16,754,000円	
		交通費 (会議等旅費)		0円	78,000円	
		需用費 (電気代・燃料費・修理費・肥料代等)		12,400,669円	12,695,000円	
		役務費 (事務費・電話代・システム保守料等)		184,438円	180,000円	
		委託料 (入牧畜衛生管理委託)		545,455円	546,000円	
		使用料及び賃借料 (機械等リース料)		2,027,800円	1,595,000円	
		原材料費 (牧道砂利代)		125,400円	72,000円	
		各種負担金 (団体負担金)		10,600円	40,000円	
		職員費 (職員5人)		8,581,613円	12,600,000円	
		計 ②		39,624,997円	44,560,000円	
	収支差引額 (①-②)			5,631,873円	0円	

利用状況等の年度別実績

	放牧料						捕獲料		指定管理料
	乳用牛		肉用牛		小計		頭数	利用料金	
	頭数	利用料金	頭数	利用料金	頭数	利用料金			
平成30年度	588頭	15,284,012円	62頭	885,157円	650頭	16,169,169円	311頭	933,000円	25,200,000円
令和元年度	727頭	18,786,613円	58頭	887,858円	785頭	19,674,471円	307頭	921,000円	24,042,000円
令和2年度	714頭	19,042,115円	59頭	925,441円	773頭	19,967,556円	415頭	1,245,000円	24,042,000円

令和2年度 士別市勤労者センター

指定管理者名	士別中小企業勤労者福祉協会					
所 管 部 署	経済部 商工労働観光課					
建 物 概 要	鉄筋コンクリート造平家建 768.96㎡ 鉄骨造平家建 663.00㎡ 渡廊下 8.75㎡ 建物総床面積 1,440.71㎡ 敷地面積 4,655.46㎡					
施 設 概 要	体育室、多目的ホール、研修室、サークル室、相談室、和室A、和室B、ロビー					
指定管理期間	平成30年 4月 1日～平成33年(令和3年)3月31日					
指定管理者が行う業務内容	(1)施設の運営及び維持管理に関する業務 (2)施設の使用許可等に関する業務 (3)前記に付随する業務					
指定管理料	区 分	協 定		実 績		
	金 額	6,761,000円		6,761,000円		
	支払い条件	第1期	4月 支払い分	4,732,700円	4,732,700円	
		第2期	10月 支払い分	1,352,200円	1,352,200円	
第3期		2月 支払い分	676,100円	676,100円		
施設の維持管理	項 目	業務の主な内容		頻 度	実 施 年 月 日 等	
	消防設備点検	日常保守管理		毎日	毎日	
		定期検査	自動火災報知器		年2回	10月26日、3月17日
			誘導灯設備点検		年2回	10月26日、3月17日
			消火設備点検		年2回	10月26日、3月17日
	暖房設備点検	日常保守点検		毎日	毎日(4月、11月～3月)	
	自動扉・玄関扉等	安全確認		毎日	毎日	
		故障時の緊急保守点検		必要に応じて	故障なし	
	地下タンク等点検	燃料地下タンクの点検		年1回	6月16日	
	放送設備	安全確認		毎日	毎日	
		故障時の緊急保守点検		必要に応じて	故障なし	
	施設・設備点検	保守点検		必要に応じて	毎月第1月曜日	
	備品保守点検	保守管理		必要に応じて	毎週月曜日	
	小破修繕	その他施設の修繕		必要に応じて	事務所ストーブ取替え 4月22日	
バスケットゴールメンテナンス 7月29日						
清掃	館内日常清掃		週6日	空気清浄機 1月14日		
				ロビー椅子カバー張替え 3月24日		
				CDプレーヤー 3月30日		
				週6日(月曜日～土曜日)		
一般廃棄処理	ゴミ収集		週2回	週2回(火曜日・金曜日)		
				必要に応じて	なし	
収 支	科 目			令和2年度決算(円)	[参考]令和2年度予算時	
	収入	利用料金		756,780円	920,000円	
		指定管理料		6,761,000円	6,761,000円	
		雑入		38,518円	50,000円	
		計 ①		7,556,298円	7,731,000円	
	支出	人件費		1,852,587円	1,860,000円	
		賃金		1,620,000円	1,620,000円	
		社会保険料		232,587円	240,000円	
		役務費		679,140円	799,000円	
		消防設備点検		55,000円	107,000円	
		地下タンク点検		33,000円	32,000円	
		防火対象物点検		106,700円	55,000円	
		駐車場除雪		445,500円	528,000円	
		屋根除雪		38,940円	77,000円	
		委託料		2,581,545円	2,883,000円	
		夜間休日管理		1,426,545円	1,769,000円	
		館内清掃		1,155,000円	1,114,000円	
		光熱水費		1,448,279円	2,145,000円	
		電気		633,027円	990,000円	
		上下水道		27,322円	66,000円	
		灯油		787,930円	1,089,000円	
		需用費		1,034,792円	44,000円	
		修繕料		720,968円	33,000円	
		消耗品費		313,824円	11,000円	
	計 ②		7,596,343円	7,731,000円		
	収支差引額 ③(①-②)			△ 40,045円	0円	
	前期繰越収支差額 ④			179,661円	-	
次期繰越収支差額 (③+④)			139,616円	-		

利用状況	開館日数	利用人数	利用料金	減免料金	減免理由
	338日	19,707人	756,780円	1,120,650円	市が主催及び主管並びに後援等をする行事に利用 勤労者で組織する団体の主催する行事に利用 社会教育団体等が利用 小中学校の児童生徒が体育室を個人で利用

利用状況等の年度別実績

	開館日数	利用人数	利用料金	指定管理料
平成30年度	342日	26,634人	852,550円	6,332,000円
令和元年度	338日	26,719人	856,130円	6,736,000円
令和2年度	338日	19,707人	756,780円	6,761,000円

## (2) 公の施設の指定管理者監査に関する意見

### ① 「士別市営牧野大和牧場」について

基本協定に定められた「業務主任者の通知」が指定管理者から提出されていない、車両以外の「財産台帳」及び「物品管理簿」が整備されていない、業務仕様書に定められた「運営マニュアル等」が整備されていないほか、業務仕様書に定められた「トラブル未然防止のための職員研修」が実施されていないことから、協定書等に基づき適切に業務が行われるべきと考えます。

また、士別市営牧野条例施行規則に定められた「牧野利用許可申請書」とは異なる様式の申請書が提出されている、あるいは申請書自体を提出していない利用者が見受けられたほか、同規則に定められた「牧野利用許可書」が指定管理者から利用者へ交付されていないことから、規則に定められた適正な手続きを行うとともに、規定様式の内容が不十分な場合は、適宜様式を改正するなどの対応が必要です。

そのほか、事業報告書の収支状況のなかで、施設の管理運営に必要な経費には適さない経費の支出が見受けられました。地方自治法(以下、自治法)第244条の2第10項において「普通地方公共団体の長又は委員会は、指定管理者の管理する公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対して、当該管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。」、また業務仕様書において「指定管理料は法人特別会計勘定にて管理するものとする。」とされていることから、指定管理者は区分経理を適正に行うとともに、市は年度協定締結時の収支予算書及び事業報告書に計上された経費の内容を十分に把握し、必要に応じて指定管理者へ指導・助言されるよう望みます。

さらには、収支差引の結果、余剰金が約560万円発生していますが、市と指定管理者で協議がされないうまま、精算せずに指定管理者の利益として処理されていました。余剰金の取扱いについては、士別市指定管理者制度運用ガイドラインで、包括協定(基本協定)で定める項目例として明示とされているとともに、「指定管理者の利益規模や利用者の負担等に照らし、利益があまりにも過大であると認められる場合には、市と協議の上、精算を行うとともに、次年度の協定の中で必要な修正を加えることができるものとする。」、また「指定管理者の経営努力により市の要求水準を満たしつつ、コストが削減された余剰金については、原則として精算を行わず、指定管理者の利益とすることができる。なお、余剰金の使途については、市は指定管理者と協議することができるものとする。」とされています。

今回、余剰金が発生したのは、利用料金収入が予算額に対し約70万円増加、賃金・法定福利費、職員費などの人件費が予算額に対し約500万円減額となったことが主な要因と考えられることから、予算積算時には実態にあった経費が計上されているかを市と指定管理者が双方で確認するとともに、決算時には多額の余剰金が発生した場合、前述の自治法第244条の2第10項の規定に基づき、その要因が真に指定管理者の経営努力によるものだけであるのかを検証した上で互いに協議し、適宜精算するなどの適切な対応を求めます。また、市と指定管理者の間で認識の相違を防ぐためにも、余剰金が生じた場合の取扱いに関する事項を協定書に明記することが望ましいと考えます。

牧場の預託放牧や管理・運営にあつては、畜産関係団体や関係機関等との密接な連携が図られるなど、当該施設の利用促進に向けた努力が見られるほか、令和3年度においては、財政健全化実行計画に基づき放牧地の集約を試験的に実施し、施設規模の適正化に努められる一方で、機械及び雑用水設

備の老朽化、水源の枯渇、牧場における人員の確保など課題は山積しています。

引き続き市と指定管理者が連携し、これら課題の解決と指定管理料の適正化を図るとともに、公共牧場として畜産農家経済の安定と放牧技術の向上に向けた取り組みを望みます。

## ② 「士別市勤労者センター」について

利用料集計表及び士別市勤労者センターの管理に関する基本協定第 13 条に規定する事業報告書の施設利用者数、利用料金、減免状況に集計誤りが散見されていたことから、適正かつ正確な事務処理を行う必要があると考えます。

そのほかの協定書及び業務仕様書に定められている事務等については、適正に行われていました。

施設利用料は、原則前納するものと士別市勤労者センター条例で定められていますが、コロナ禍における対応として、利用時間や利用場所の急な変更に伴う利用料の戻入事務処理など、利用者・管理者相互の負担軽減のため後納としたということでした。

今後においても、条例の定める範囲内で実態に即した対応をしていただき、団体等が利用しやすい環境づくりを進め、施設設置の目的であります勤労者等の「福祉の向上」と「健康増進等の活動の充実」が一層図られるよう期待します。